

【工作物】

■風致地区とは？

風致地区とは都市の自然的景観を維持していくことによって、都市全体の美観を保全するとともに、快適な居住環境を形成するために定めています。地区内における建築等について規制を行うもので、許可が必要となります。

■対象となる行為

工作物の新築、改築、増築又は移転で、その部分の高さが1.5mを超えるもの

■許可の基準

位置、規模、形態及び意匠が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(擁壁)

- ・高さは原則として3m以下とし、前面に植栽を設ける又はつる植物で覆う等の措置をとること。
ただし、擁壁の前面を植栽で覆い隠す場合は5m以下とすることができる。
- ・直擁壁は原則として避け、石積擁壁又は景観上配慮されたコンクリート擁壁（特殊化粧型枠等）を用いること。
- ・色彩が薄茶色又は灰色の系統であること。

(門、塀及びフェンス等)

- ・色彩は灰色、黒色、茶色、緑色等落ち着いた色を基調とし、原色や光沢の強いものは避ける。

(コンクリート柱、鉄柱及び鉄塔)

- ・原則として樹林により遮られる、又は地形的な条件により周辺市街地から容易に見えない位置に設置すること。
- ・色彩は原色や光沢の強いものは避ける。

■完了届

緩和措置の適用に関係なく全ての許可行為が必要となります。

許可申請による許可の通知を行う際に、許可条件として別紙詳細をお渡しします。

その許可条件に沿って、完了届をおこなってください。

■許可申請について（正副2部）

- ・申請書(地名地番を記入のこと)
- ・付近見取り図(方位記入のこと)
- ・配置図
- ・敷地面積求積図
- ・平面図・立面図(主要部分の材料の種類、色彩を記入のこと。)
- ・断面図(最高高さを記入のこと。立面図に高さを表示している場合必要ありません。)
- ・縦横断面図(現況と行為後がわかるもの) ←擁壁設置の場合